

社会福祉法人 南東北福祉事業団

ケアホーム やまゆり

「重要事項説明書（共同生活援助）」

あなたに対する共同生活援助事業サービス提供開始にあたり、厚生労働

省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

めいしょう 名称	しゃかいふくしほうじん みなみとうほくふくしじぎょうだん 社会福祉法人 南東北福祉事業団
しょざいち 所在地	ふくしまけんこおりやましひわだちょううめざわあざたんぼやま 福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山3-2
でんわばんごう 電話番号	024-968-1010
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちやう わたなべ さだよし 理事長 渡邊 貞義
せつりつねんげつ 設立年月	へいせい ねん がつ にち 平成9年10月7日

2. 利用施設

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していきやうどうせいかつえんじょ へいせい ねん がつ にちかいしよ 指定共同生活援助事業 平成25年8月1日開所
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	ケアホームやまゆり
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	とうきやうとなかのくえはらちやうにちやうめ ばん 東京都中野区江原町二丁目8番2号
れんらく さき 連絡先	でんわばんごう 電話番号：080-9037-0018 ふぁくす ファックス：03-5983-0290

かんりしゃ 管 理 者	中込 佳祐
さーびすかんりせきにんしや サービス管理責任者	中込 佳祐
虐待防止責任者	中込 佳祐
さーびすじつちちいき サービスの実施地域	なかのく 中野区
しゅたいしやうしや 主たる対象者	ちてきしやうがいしや しんたいしやうがいしや 知的障害者・身体障害者
てい いん 定 員	めい 8名
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がっ にち 平成25年8月 1 日
じぎやうしょばんごう 事業所番号	1321401299

3. さーびす もくてき うんえいほうしん サービスの目的・運営方針

目 的	りやうしや ちいき きやうどう じりつ にちじやうせいかつまた しやかいせいかつ 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を いとな 営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその お かんきやう おう きやうどうせいかつじゆうきよ にゆうよく はいせつまた 置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又 しょくじ かいご そうだん た にちじやうせいかつじやう えんじよ てきせつ こうかてき は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に おこな 行います。
うんえいほうしん 運営方針	かんけいほうれい じゆんしゆ た しやかいしげん れんけい はか てきせい か 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの こま きやうどうせいかつえんじよ さーびす ていきやう 細かな共同生活援助サービスの提供。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たてもの 建物	こう ぞう 構 造	てつきんこんくりーと ぞう かいだて 鉄筋コンクリート造 3階建 たい かけんちくぶつ たいしんこうぞう (耐火建築物) (耐震構造)
	しき ちめんせき 敷地面積	418.24 ^{へいほう めー と る} 平方メートル
	の ゆかめんせき 延べ床面積	231.18 ^{へいほう めー と る} 平方メートル

(2) 主な設備

	へや かず 部屋数	び こう 備 考
きょ しつ 居 室	しつ 8室	ぜんしつこしつ 全室個室です。
しょく どう 食 堂	かしよ 1ヶ所	
せんめんじょ 洗面所	かしよ 2ヶ所	
べん しょ 便 所	かしよ 3ヶ所	
ふ ろ ば 風呂場	かしよ 1ヶ所	リフター等の入浴設備はありません。
い ま り びんぐ 居間 (リビング)	かしよ 1ヶ所	

とうじぎょうしょ こうせいろうどうしょう さだ していきじゅん じゅんしゅ いじょう しせつ せつび
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を

せっち
設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常 勤 換算	備 考
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者	1		1				
サービス管理責任者	1		1			0.2	
世話人	4		2		2	2.0	
生活支援員	7		7			2.7	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉

サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
世話人	正規の勤務時間帯 日勤（9：00～18：00） 夜勤（16：00～9：30）
生活支援員	正規の勤務時間帯 日勤（9：00～18：00） 夜勤（16：00～9：30）

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事	江古田の森の管理栄養士が栄養と各人の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し、食事を提供します。(食材料費及び食事に係る水道光熱費は対象外サービスです。) また、土曜日、日曜日、祝日などの昼食は、利用者の皆様と職員で調理するか、ご自分でご用意ください。
排泄	排泄に関する援助を行います。
入浴	入浴に関する援助を行います。 (車椅子の入浴に関しては、設備が無い為、原則シャワー浴で対応しております。)
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。 利用者の好みにより、希望があれば付き添って購入します。 季節による衣替え、整理、整頓。
活動支援	地域行事への参加促進。 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を促します。

けんこうかんり 健康管理	えごた もり つうしょ ばあい えごた もり しよくたくい し 江古田の森に通所される場合は、江古田の森の嘱託医師によ り、しんさつ び もう けんこうかんり つと 診察日を設けて健康管理に努めます。 じょうじ せわに など かんさつ しつぺいよぼう けんこうかんり つと 常時は、世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 また、きんきゅう じ ひつよう しゅじい きょうりょくいりょうきかんなど 緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に せきにん ひ つ 責任をもって引き継ぎます。 りょうしゃ がいぶ いりょうきかん つういん ばあい つ そ など 利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等 についてはいりよ (つきそ りょう ばあい 配慮します。(付き添い料がかかる場合があります。))
にゅういん など かん 入院等に関する しえん る支援	しよくいん かぞくなど か にゅういんきかんちゅう しえん おこな 職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行います。
どようび にちようび 土曜日・日曜日 など にっちゅうしえん 等の日中支援	どようび にちようびなど つうじょ な にっちゅう 土曜日、日曜日等で通所が無い日などの日中においても、個別 しえんけいかく したが てきせつ さーびす ていきょう 支援計画に従って適切なサービスを提供します。

○共同生活援助サービス費及び加算内容

【共同生活援助】

障害支援区分	3	4	5	6
単位数	297	372	456	600

加算名	単位	単位数	算定要件等
重度障害者支援加算Ⅱ	1 日	180	区分 6 以上かつ行動関連項目 10 点以上が対象 強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に算定する。 初期加算として 400 単位追加 生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が <u>20%以上</u>

福祉・介護職員等処遇改善加算	1 ヶ月	14.7%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金等の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た場合に算定する。
人員配置体制加算 I	1 日	(1) 83 (2) 77 単位は区分ごとに表記	①区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上であること。 ②常勤換算法により、従業員の員数が利用者の数を 1.5 で除して得た数以上であること。
夜間支援体制加算	1 日	(1) 192 (2) 160 単位は区分ごとに表記	・夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の事案帯を通じて必要な支援を提供できる体制を確保した場合に算定。
大規模住居等減算 (5%)	1 日	区分 3 : 282 区分 4 : 353 区分 5 : 433 区分 6 : 570	共同生活住居の入居定員の規模に応じて、所定単位数が減算される。 ・入居定員が 8 人以上 21 人未満で 5%減算
福祉専門職員配置等加算	1 日	10	生活支援員として常勤で事業所に配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上である場合。
帰宅時支援加算	月 1 回	I : 187 II : 374	利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保などの支援を行った場合に算定。(月一回を限度) I : 3 日以上、7 日未満 II : 7 日以上

(2) かいごきゅうふひ くんれんなどきゅうふひたいしょうがいさーびすないよう
介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

	さーびすないよう サービスの内容	きんがく 金額
--	---------------------	------------

や ち ん 賃 家 賃	1 月分の家賃となります。	60000 ^{えん} 円
しょく ひ 食 費	しょくじじかん 食事時間 ちょうしょく 朝 食 7:30～ 昼食 12:30～ ゆうしょく 夕 食 18:00～ 食事のキャンセルは前日午前10時とします。それ以降 のキャンセルは、キャンセル料として食事代相当額が はっせい 発生します。 (土曜日・日曜日の 昼 食 を作って食べる場合は当日に 利用者様から集金致します。) 	400 ^{えん} 円 670 円 450 ^{えん} 円
こうねつみずひ 光熱水費	にちじょうせいかつおよ しょくじていきょう よう みずこうねつひ 日 常生活及び食事提 供に要する水光熱費	10000 ^{えん} 円
にち よう ひん 日 用 品	きょうどう つか 共 同で使うものについて	5000 ^{えん} 円
にちじょう せいかつうえ 日 常 生活上 ひつよう 必要 となる しょけいひ 諸経費	にちじょうせいかつひん こうにゆうだいきん などりようしゃ にちじょう せいかつ 日常生活品の 購 入 代金等利用者の 日 常 生活 必要となる に要する費用で利用者に負担していただくこと が適当であるものにかかる費用をいただきま す。 ○にちようひん ○ほけんえいせいひん ○きょうようごらくひ ○日用品 ○保健衛生品 ○教養娯楽費	じつ ひ 実 費
けんこうしんだん 健康診断 インフルエンザ予防接種 など 等	いっぱんけんしん 一般検診 せいじんびょうけんしん 成 人 病 検 診 いんふるえんざよぼうせつしゅ インフルエンザ予防接種	じつぴ 実費
にゆういん かん 入 院 に 関 す しえん る支援	きぼう にゆういん じ てつづ かいごとう しえん 希望により入院時の手続きや介護等の支援を おこな 行います。	じつぴ 実費
しゃかい せいかつじょう 社 会 生 活 上 べんぎ きょうよ の便宜の供与	にちじょうせいかつ ひつよう ぎょうせいきかん など てつづ など 日常生活に必要な行政機関等への手続き等に ついて、利用者または家族が 行 うことが困難な	じつぴ 実費

など 等	ばあい りようしゃ どうい え だいこう 場合、利用者の同意を得て代行します。	
その他	- きーび すていきょうきろくなど ふくしゃ ・ サービス提供記録等の複写 - しょうめいしょしょしよるい はっこうだい ・ 証明書諸書類の発行代 - その他	しろくろ えん まい 白黒10円/枚 からー えん まい カラー50円/枚 じっぴおよがそうだん 実費及相談

<サービスの概要>

すべて サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外

サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消しをする場合は、利用予定日の前日の午前10時までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の前日午前10時までに申し出の無い場合は

キャンセル料(食事代相当額等)を頂きます。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに金融機関口座から口座振替でお支払い下さい。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の

事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて

情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報

情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報について

は契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9時～午後5時です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

す。但し、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の

同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名：

	ぞく 続 がら 柄：
--	---------------

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

とうじょうしよ 当事業所 りようそうだんまどぐち ご利用相談窓口	まどぐちたんとうしや ・窓口担当者：中込 佳祐 りようじかん ・ご利用時間：9：00～ 18：00 でんわばんごう ・電話番号：03-5318-3717(直通) ふあつくす FAX：03-5318-3712
けんりようごせんたー 権利擁護センター・ あしすとなかの アシスト中野	しよざいち ・所在地：東京都中野区中野5-68-7 でんわばんごう ・電話番号：03-5380-6444
うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会	とうきょうとしやかいふくしきょうざikai ・東京都社会福祉協議会 ふくしきーびすうんえいてきせいかいいんかい 福祉サービス運営適正化委員会 でんわばんごう ・電話番号：03-5283-7020 うけつけじかん 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
福祉サービス 第三者評価実施状況	①実施状況：実施 ②実施年月日：令和3年2月4日 ③特定非営利法人 福祉経営ネットワーク ④評価機関の実施状況：開示あり

(2) 第3者委員

名前	住所	電話番号
涌井久美子	東京都中野区大和町 2-47-10	03-3330-1953
渡部弘一	福島県郡山市安積町荒井字 萬海 24-4	024-945-5513
山田京子	福島県郡山市大槻字原ノ町	024-961-5422

	3-2	
石田宏寿	福島県郡山市開成 3-13-14	024-932-3031

11. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	医療法人財団 総合東京病院		
医 院 長 名	わたなべさだよし 渡邊貞義		
所 在 地	東京都中野区江古田三丁目15番2号		
でん 電 話 番 号	03-3387-5421		
しん 診 療 か 科	ない か せ い け い げ か ほ か 内科・整形外科 他	に ゆ う い ん せ つ び 入 院 設 備	あ り 有

12. 非常災害時の対策

ひじょうじ 非常時の対応	べつと　さだ 別途に定める、消　防　計　画　書により対応いたします。 しょうぼうけいかくしょ　たいおう			
ぼうさいせつび 防災設備	しょうかき ・消火器	あり 有	ろうでんかさいけいほうき ・漏電火災警報器	なし 無
	す　ぶ　り　ん　く　ら　ー ・スプリンクラー	あり 有	ひなん　き　ぐ ・避難器具	ゆう 有
	じどうかさいほうちき ・自動火災報知機	ゆう 有	ゆうどうとう ・誘導灯	あり 有
	しょうぼうきかん　つうほう　かさいほうちせつび ・消　防　機　関へ通報する火災報知設備	なし 無		

	・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分） (その他・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)
へいじ くんれん 平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年12回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
しょうぼうけいかく 消防計画	消防署への届出日： 平成25年7月 防火管理者： 井上 雅晴
ほけんかにゆう 保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおい損保保険 加入保険内容：施設賠償保険

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

せつび きぐ りよう 設備・器具の利用	当事業所の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
きつ えん 喫煙	全室禁煙です。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては希望により世話人及びバックアップ事業所にて管理を致します。

しゅうきょうかつどう　せいじ 宗 教 活 動 ・ 政 治	りようしゃ　しそ　しんこう　じゆう　た　りようしゃ　たい 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する
かつどう　えいりかつどう 活 動 、 営 利 活 動	しゅうきょうかつどう　せいじかつどうおよ　えいりかつどう　えんりよ 宗 教 活 動 、 政 治 活 動 及 び 営 利 活 動 は ご 遠 慮 く だ さ い 。

附則

平成 25 年 8 月 1 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 8 月 1 日

令和元年　7 月 1 日

令和元年　10 月 1 日

令和 2 年　12 月 1 日

令和 6 年　4 月 1 日

令和　ねん　が　にち
年　月　日

しゃかいふくしほうじん　みなみとうほくふくしじぎょうだん　け　あ　ほ　ー　む　ていきょうおよ
社会福祉法人　南 東 北 福 祉 事 業 団 ケアホームやまゆりのサービス 提 供 及 び

り　よう　かいし　さい　ほんしよめん　もと　じゅうようじこう　せつめい　おこな
利用の開始に際し、本書面に基づき重 要 事項の説明を 行 い ました。

じぎょうしよめい　しゃかいふくしほうじん　みなみとうほくふくしじぎょうだん
事業所名： 社会福祉法人　南 東 北 福 祉 事 業 団

ケアホーム　やまゆり

せつめいしゃしよくめい
説明者 職 名：サービス管理者

しめい
氏名　中込　佳祐

わたし　ほんしよめん　もと　じ　ぎょうしゃ　しゃかいふくしほうじん　みなみとうほくふくしじぎょうだん
私 は、本書面に 基 づいて 事 業 者 から 社 会 福 祉 法 人　南 東 北 福 祉 事 業 団

け　あ　ほ　ー　む　ていきょうおよ　り　よう　じゅうようじこう　せつめい　う
ケアホームやまゆりのサービス 提 供 及 び 利 用 に つ い て 重 要 事 項 の 説 明 を 受 け、

どうい
同意 しました。

りようしやじゅうしょ
利用者住所：

し めい
氏 名：

いん
印

だいひつしやしめい
代筆者氏名：

ぞくがら
続柄

みもとひきうけにんけんれんたいほしょうにんじゅうしょ
身元引受人兼連帯保証人住所：

し めい
氏 名：

いん
印

ぞく がら
続 柄：